

第7期匝瑳市障害福祉計画

第3期匝瑳市障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

匝瑳市

※「障害」・「障がい」の表記について

「障害」の「害」の字について、障がい者の中には良くない印象をお持ちの方がいる可能性に配慮し、基本的には「障がい」とひらがなで表記しています。ただし、国の法令や制度、事業名称などの固有名詞等については漢字で表記しています。

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
第2章 障がいのある者を取り巻く現状.....	3
1. 障がいのある者の現状.....	3
(1) 身体障がい者（児）の現状.....	3
(2) 知的障がい者（児）の現状.....	4
(3) 精神障がい者の現状.....	5
(4) 難病患者などの現状.....	5
第3章 サービスの利用状況.....	6
1. 障害福祉サービスの利用状況.....	6
(1) 訪問系サービス.....	6
(2) 日中活動系サービス.....	7
(3) 居住支援・施設系サービス.....	9
(4) 障害児通所支援.....	10
(5) 計画相談支援（サービス利用計画作成）.....	11
(6) 地域相談支援.....	11
2. 地域生活支援事業の利用状況.....	12
(1) 必須事業.....	12
(2) その他の事業.....	14
第4章 計画の基本目標.....	15
1. 自己選択・自己決定の保障.....	15
2. 三障がい共通と難病のサービスの提供.....	15
3. 地域生活移行の推進と就労支援.....	15
第5章 成果目標の設定.....	16
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	16
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	16
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	17

4. 福祉施設から一般就労への移行等	17
5. 障害児支援の提供体制の整備等	18
6. 相談支援体制の充実・強化等	18
7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	19
8. 発達障害者等に対する支援	19
9. 強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備	19
10. 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	19
第6章 サービス事業量の見込みと提供体制	20
1. 障害福祉サービス・障害児通所支援	22
(1) 訪問系サービス	22
(2) 日中活動系サービス	24
(3) 居住支援・施設系サービス	29
(4) 障害児支援の提供体制等の整備	31
(5) 計画相談支援・障害児相談支援	35
(6) 地域相談支援	36
2. 地域生活支援事業	37
(1) 必須事業	37
(2) その他の事業	44
第7章 地域における福祉基盤の強化	47
1. 権利擁護の推進	47
2. 生活環境整備の推進	48
3. 災害時要配慮者対策の強化	48
第8章 計画の推進・評価	49
1. 関係機関との連携強化	49
2. 計画達成状況の点検及び評価	49
資料編	50
1 サービス見込み量総括表	50
(1) 自立支援給付	50
(2) 地域生活支援事業	52
2 匝瑳市障害者自立支援協議会規則	54
3 匝瑳市障害者自立支援協議会委員名簿	57
4 用語の解説	58

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国の障害者保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児（以下「障がい者など」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、制度の整備が行われてきました。

平成18年度の障害者自立支援法の施行により、市町村及び都道府県に対して「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。以降、これまで6期にわたって障害福祉計画の策定が行われてきたところです。

匝瑳市においても、今後進めていく障がい者施策の方向や基本理念を示す「匝瑳市障害者計画」をはじめ、障がい者などの福祉を定める諸計画と調和を図りながら「匝瑳市障害福祉計画」を策定し、障がいのある者の福祉の向上を目指して、各種施策を推進してきました。

平成30年から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）が施行され、市町村及び都道府県に障害児福祉計画の策定が義務付けられ、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、円滑な実施を確保するための仕組みが導入されました。

本計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨などを踏まえ、障がい者などの地域生活を支援するためのサービス提供に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画として障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業及び障害児通所支援などを提供するための体制の確保を計画的に図ることを目的とし、一体として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

第7期匝瑳市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定による市町村福祉計画であり、障害者計画の中の生活支援分野について、サービス提供の必要量の見込み、確保の方策などを定めるもので、「第3次匝瑳市障害者計画」などと整合を図りながら策定するものです。

第3期匝瑳市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定による市町村障害児福祉計画であり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての子どもが健やかに成長するように支援するため、「第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」などと整合を図りながら策定するものです。

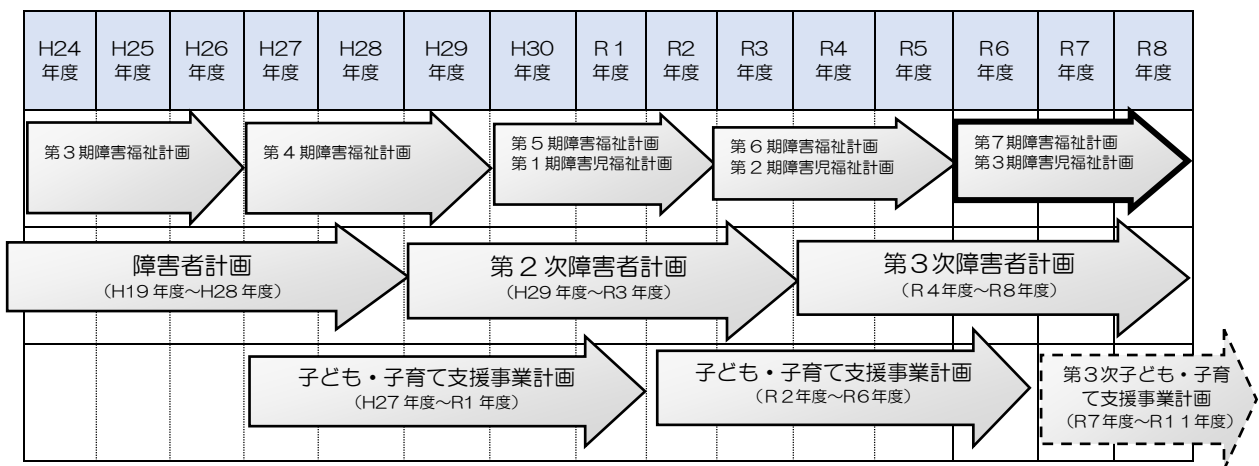
3. 計画の期間

この計画は、3年を1期として策定するもので、本市では、平成18年3月に平成18年度から平成20年度までを期間とする第1期障害福祉計画を策定し、目標の達成に向けて計画の効果的な推進に努めてきました。

第2期障害福祉計画は、国から示された基本指針及び第1期計画の検証・評価を踏まえ、平成21年度から平成23年度までを期間として策定をし、第3期障害福祉計画、第4期障害福祉計画、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画も、同様に国から示された基本指針を基に、これまでの障害福祉計画の検証・評価を踏まえ、それぞれ3年の期間として、目標の達成に向けて計画の効果的な推進に努めてきました。

第7期障害福祉計画は、国から示された基本指針を基に、これまでの計画の検証・評価はもとより、第3期障害児福祉計画と一体化し、令和6年度から令和8年度までを期間として策定するものです。

計画期間



第2章 障がいのある者を取り巻く現状

1. 障がいのある者の現状

(1) 身体障がい者（児）の現状

匝瑳市の身体障害者手帳所持者数は、令和4年度末現在1,174人で、18歳以上の占める割合が98%となっています。

障がい種類別では肢体不自由が572人と最も多く、次いで内部障がいが428人となっています。等級別には、重度障がい（1級・2級）が639人（54.4%）、中度障がい（3級・4級）が427人（36.4%）、軽度障がい（5級・6級）が108人（9.2%）となっており、重度障がいの割合が高くなっています。

身体障がい者数の現状

		令和4年度
身体障がい者・児	人	1,174
18歳未満	人	18
18歳以上	人	1,156

資料) 福祉行政報告例 令和4年度末現在

身体障がい者の状況（種類別・等級別）

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	人	39	27	4	4	7	1	82
聴覚・平衡機能障がい	人	4	24	12	15	0	24	79
音声・言語・そしゃく機能障がい	人	2	0	7	4			13
肢体不自由	人	125	145	90	136	44	32	572
内部障がい	人	270	3	44	111			428
合計	人	440	199	157	270	51	57	1,174

資料) 福祉行政報告例 令和4年度末現在

(2) 知的障がい者（児）の現状

匝瑳市の療育手帳所持者数は、令和4年度末現在で322人と増加傾向にあります。

年齢別には、障がい児が85人（約26.4%）、障がい者が237人（約73.6%）となっており、18歳以上の比率が高くなっています。

障がい程度別にみると、重度が最も多く119人、次いで軽度が114人となっています。

知的障がい者数の現状

		令和4年度
知的障がい者・児	人	322
18歳未満	人	85
18歳以上	人	237

資料) 福祉行政報告例 令和4年度末現在

知的障がい者の状況（障がい程度別）

		重 度	中 度	軽 度	合 計
知的障がい児（18歳未満）	人	14	23	48	85
知的障がい者（18歳以上）	人	105	66	66	237
合 計	人	119	89	114	322

資料) 福祉行政報告例 令和4年度末現在

【参考】

重度障がい：療育手帳 ㊤ ㊤の1 ㊤の2 Aの1 Aの2

中度障がい：療育手帳 Bの1

軽度障がい：療育手帳 Bの2

(3) 精神障がい者の現状

匝瑳市の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、令和4年度末現在で277人となっており、等級別では、2級が167人と約60.3%を占めています。

また、手帳交付者数の他に、通院医療費公費負担対象者数は619人となっています。

精神障がい者数の現状

		令和4年度
手帳交付者数	人	277
通院医療費公費負担対象者数	人	619

資料) 千葉県精神保健福祉センター資料 令和4年度末現在

精神障害者保健福祉手帳交付者の状況(等級別)

		1級	2級	3級	合計
精神障害者保健福祉手帳交付者数	人	43	167	67	277

資料) 千葉県精神保健福祉センター資料

(4) 難病患者などの現状

令和4年度末の指定難病医療費助成制度受給者は272人、小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者は20人となっています。

難病患者などの現状

		令和4年度
指定難病医療費助成制度受給者	人	272
小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者	人	20

資料) 千葉県海匝健康福祉センター事業年報 令和4年度末現在

第3章 サービスの利用状況

※令和5年度実績は見込み値です。

1. 障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

第6期計画では、介護給付として実施される「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」を訪問系サービスとして見込みました。

第6期計画の見込み量及び実績（上段が第6期計画の見込み量、下段が実績）

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護	延時間/月	1,050	1,080	1,110
			736	743	704
		実人/月	70	72	74
			72	74	71
	重度訪問介護	延時間/月	250	250	250
			161	167	96
		実人/月	2	2	2
			1	1	1
	同行援護	延時間/月	90	90	100
			47	71	38
		実人/月	9	9	10
			5	6	4
	行動援護	延時間/月	14	14	24
			1	0	0
実人/月		1	1	2	
		1	0	0	
重度障害者等包括支援	延時間/月	248	248	248	
		161	167	96	
	実人/月	1	1	1	
		1	1	1	

すべてのサービスで見込みを下回る結果となっており、利用時間及び利用人数ともに、利用実績は、やや減少傾向にあります。

(2) 日中活動系サービス

第6期計画では、日中活動系サービスとしては、介護給付として実施される「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」と、訓練等給付として実施される「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「就労定着支援」について見込みました。

第6期計画の見込み量及び実績 (上段が第6期計画の見込み量、下段が実績)

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中活動系サービス	生活介護	延人日/月	2,310	2,373	2,436
			2,064	2,127	2,150
		実人/月	110	113	116
			104	115	115
	療養介護	延人日/月	248	279	310
			243	243	244
		実人/月	8	9	10
			8	8	8
	短期入所(福祉型)	延人日/月	198	207	216
			77	113	117
		実人/月	22	23	24
			17	21	20
	短期入所(医療型)	延人日/月	30	30	30
			13	7	16
		実人/月	4	4	4
			3	4	3
	自立訓練(機能訓練)	延人日/月	23	23	23
			0	0	0
実人/月		1	1	1	
		0	0	0	
自立訓練(生活訓練)	延人日/月	45	45	45	
		24	24	24	
	実人/月	3	3	4	
		3	3	1	
宿泊型自立訓練	延人日/月	31	31	31	
		26	10	0	
	実人/月	1	1	1	
		1	1	0	

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中活動系サービス	就労移行支援	延人日/月	152	171	190
			77	73	80
		実人/月	8	9	10
			6	4	6
	就労継続支援（A型）	延人日/月	60	60	60
			56	51	38
		実人/月	3	3	3
			3	3	2
	就労継続支援（B型）	延人日/月	784	812	840
			683	765	859
		実人/月	56	58	60
			49	54	57
就労定着支援	実人/月	5	6	7	
		5	5	4	

すべてのサービスにおいて、見込みを若干下回る結果となっておりますが、実績については、一部を除き、増加傾向にあります。

自立訓練（機能訓練）については、利用実績がありませんでした。

(3) 居住支援・施設系サービス

第6期計画では、居住系サービスとして、介護給付として実施される「施設入所支援」と訓練等給付として実施される「共同生活援助（グループホーム）」及び「自立生活援助」を見込みました。

第6期計画の見込み量及び実績（上段が第6期計画の見込み量、下段が実績）

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居住系サービス	施設入所支援	実人/月	54	53	53
			57	56	58
	共同生活援助	実人/月	32	34	36
			31	32	34
	自立生活援助	実人/月	2	2	3
			1	1	0

施設入所支援は、実績が見込みを若干上回っており、増加傾向にあります。

また、共同生活援助についても、実績が、若干見込みを下回ってはいるものの、増加傾向にあります。

(4) 障害児通所支援

第6期計画では、障害児通所支援サービスとして、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」について見込みました。

第6期計画の見込み量及び実績 (上段が第6期計画の見込み量、下段が実績)

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	児童発達支援	延人日/月	215	220	225
			133	117	89
	児童発達支援	実人/月	43	44	45
			44	44	33
	医療型児童発達支援	延人日/月	10	10	10
			0	0	0
医療型児童発達支援	実人/月	1	1	1	
		0	0	0	
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	延人日/月	975	1,001	1,040
			886	912	978
	放課後等デイサービス	実人/月	75	77	80
			78	81	88
居宅訪問型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	延人日/月	5	5	5
			0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	実人/月	1	1	1
			0	0	0
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援	延人日/月	30	33	36
			5	8	11
	保育所等訪問支援	実人/月	20	22	24
			5	8	10

すべてのサービスで見込みを下回っていますが、児童発達支援と放課後等デイサービスは利用日数及び利用人数ともに高い利用実績となっています。

(5) 計画相談支援（サービス利用計画作成）

第6期計画の見込み量及び実績（上段が第6期計画の見込み量、下段が実績）

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画 作 成	計画相談支援	実人数	65	66	67
			100	101	90
	障害児相談支援	実人数	37	40	43
			72	70	59

※実績値＝計画相談支援又は障害児相談支援の利用実人数（各月平均数）

計画相談支援及び障害児相談支援ともに見込みを上回りました。

(6) 地域相談支援

第6期計画では、知的障がい者や精神障がい者が、居宅の確保など、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜を図るための支援を行う「地域移行支援」及び、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの便宜を図るための支援を行う「地域定着支援」について見込みました。

第6期計画の見込み量及び実績（上段が第6期計画の見込み量、下段が実績）

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地 域 相 談 支 援	地域移行支援	実人/月	1	2	3
			0	0	0
	地域定着支援	実人/月	1	2	3
			0	0	0

もともと対象者数が少なく、サービス利用に結びつかないケースも多いため、利用者数は0人という状況です。

2. 地域生活支援事業の利用状況

(1) 必須事業

①相談支援事業

第6期計画量の見込み量及び実績 (上段が第6期計画の見込み量、下段が実績)

事業名	実施所数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所
	2か所	2か所	2か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所
	1か所	1か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	2か所	2か所	2か所
	2か所	2か所	2か所

②成年後見制度利用支援事業

第6期計画量の見込み量及び実績 (上段が第6期計画の見込み量、下段が実績)

事業名	利用実人数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人
	1人	1人	1人

③意思疎通支援事業

第6期計画量の見込み量及び実績 (上段が第6期計画の見込み量、下段が実績)

事業名	項目	利用実人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	手話通訳	7人	7人	7人
		8人	7人	7人
	要約筆記	1人	1人	1人
		0人	2人	2人
	設置事業者	1か所	1か所	1か所
		0か所	0か所	0か所

④日常生活用具給付等事業

第6期計画量の見込み量及び実績（上段が第6期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	給付等件数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	1,174件	1,243件	1,316件
	878件	945件	950件
介護訓練支援用具	7件	7件	7件
	5件	1件	5件
自立生活支援用具	7件	7件	7件
	5件	4件	4件
在宅療養等支援用具	5件	5件	5件
	3件	2件	2件
情報・意思疎通支援用具	6件	6件	6件
	29件	27件	27件
排泄管理支援用具	1,146件	1,215件	1,288件
	835件	910件	910件
住宅改修費	3件	3件	3件
	1件	1件	2件

⑤移動支援事業

第6期計画量の見込み量及び実績（上段が第6期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実施箇所	10か所	10か所	11か所
		8か所	9か所	5か所
	実利用人数	37人	38人	39人
		40人	41人	25人
	延べ利用時間数	3,680時間	3,750時間	3,800時間
		3,761時間	3,252時間	2,533時間

⑥手話奉仕員養成研修事業

第6期計画量の見込み量及び実績（上段が第6期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	利用実人数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	4人	4人	4人
	0人	0人	3人

⑦地域活動支援センター機能強化事業

第6期計画量の見込み量及び実績（上段が第6期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域活動支援センター機能強化事業	I型	実施箇所	1か所	1か所	1か所
			1か所	1か所	1か所
		実利用人数	5人	5人	7人
			4人	3人	6人
	II型	実施箇所	2か所	2か所	2か所
			1か所	1か所	1か所
		実利用人数	42人	43人	44人
			36人	38人	29人
	III型	実施箇所	0か所	0か所	0か所
			0か所	0か所	0か所
		実利用人数	0人	0人	0人
			0人	0人	0人

(2) その他の事業

第6期計画量の見込み量及び実績（上段が第6期計画の見込み量、下段が実績）

事業名	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施箇所	28か所	28か所	28か所
		10か所	11か所	7か所
	実利用人数	32人	33人	34人
		23人	22人	19人
	延べ利用日数	682日	703日	724日
		433日	487日	498日
訪問入浴サービス事業	実施箇所	1か所	1か所	1か所
		1か所	1か所	1か所
	実利用人数	5人	5人	6人
		2人	3人	2人
知的障害者職親委託制度	実施箇所	1か所	1か所	1か所
		0か所	0か所	0か所
	実利用人数	1人	1人	1人
		0人	0人	0人
障害者自動車運転免許取得助成事業	実利用人数	1件	1件	1件
		0件	0件	0件
身体障害者用自動車改造費助成事業	実利用人数	2件	2件	2件
		0件	0件	0件

第4章 計画の基本目標

障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念、並びに匝瑳市障害者計画における基本理念である「安心して、地域で暮らせるまちづくり」を踏まえ、本計画では第1期障害福祉計画に掲げた次の3つの基本目標を継承し、その推進を図ります。

1. 自己選択・自己決定の保障

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいの種別や程度に関わらず、障がい者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていただける環境づくりを進めます。

2. 三障がい共通と難病へのサービスの提供

市が中心となって、社会福祉法人、医療法人、企業・組合、NPO、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障がい、知的障がい、精神障がいの三障がい共通と難病への多面的なサービスを提供いたします。

※NPO＝非営利団体。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。

3. 地域生活移行の推進と就労支援

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、病院、福祉施設の入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

第5章 成果目標の設定

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している方のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数の目標を設定します。これに合わせて、令和8年度末の施設入所者数の目標を設定します。

項目	数値	備考
計画当初時点の入所者数	58人	平成17年10月時点
令和4年度末の入所者数	56人	
令和8年度末までに入所施設から地域移行する人数の目標	4人 (6%)	施設入所者のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数
令和8年度末までの施設入所者の削減目標	1人 (-1.8%)	施設入所者数からの削減
令和5年度末時点の施設入所者数	55人	

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育等が包括的に確保される、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進に向け、以下のとおり設定します。

項目	数値	備考
令和8年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均	316日以上	
令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量	4人	65歳以上の利用者数
	2人	65歳未満の利用者数
令和8年度における精神病床入院後3か月時点での早期退院率	69%以上	
令和8年度における精神病床入院後6か月時点での早期退院率	85%以上	
令和8年度における精神病床入院後1年時点での早期退院率	91%以上	

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進に向け、協議の場の開催回数等の活動指標を以下のとおり設定します。

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の地域での生活を支援する拠点について、令和8年度末までに市独自に1つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能を充実させます。

項目	数値	備考
地域生活拠点等の確保、充実	1か所	<ul style="list-style-type: none"> ・確保、運用状況の検証及び検討 ・基幹相談支援センターへのコーディネーターの配置

4. 福祉施設から一般就労への移行等

第7期計画では令和8年度における福祉施設から一般就労への移行者数の目標を下記のとおり設定します。

項目	数値	備考
一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数	1事業所	就労移行支援事業所全体の5割以上を基本とする（令和5年10月末現在、市内指定事業所0か所）
① 福祉施設のうち、就労移行支援事業等を通じて令和8年度までに一般就労に移行する者	8人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を基本とする
上記①のうち就労支援事業	6人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上を基本とする
上記①のうち就労継続支援A事業	1人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す
上記①のうち就労継続支援B事業	1人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す
上記①のうち就労定着支援事業の利用者	6人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上を目指す
就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所数	1事業所	就労定着支援事業所全体の2割5分以上を基本とする（令和5年10月末現在、市内指定事業所0か所）

5. 障害児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの運用及び保育所等訪問支援の充実を図ります。

また、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。

さらに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置を行います。

項目	数値	備考
児童発達支援センターの令和8年度までの設置数	1か所	匝瑳市児童発達支援センター「マザーズホーム」
令和8年度までに保育所等訪問支援を利用できる体制の充実	充実	
令和8年度までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の拡充	拡充	
令和8年度までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の拡充	拡充	
医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の活用及びコーディネーターの配置	活用、配置	
障害児の地域社会への参加（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築	

6. 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を行います。

項目	数値	備考
基幹相談支援センターによる、総合的・専門的な相談支援体制の確保	確保	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言件数	5回	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2回	研修会の実施
地域の相談機関との、個別事例の検討など連携強化の取組の実施回数	4回	自立支援協議会相談支援部会

7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの利用状況の把握・検証及び請求の過誤を無くするための取組等、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築します。

項目	数値	備考
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	7人	福祉課障害福祉班員が年1回参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	事業所又は関係市町村
指導監査結果の関係市町村との共有	1回	

8. 発達障害者等に対する支援

早期発見・早期支援のため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の確保を目指すとともに、制度の周知を図ります。

項目	数値	備考
ペアレントトレーニング受講者数	1人	
ペアレントメンターの人数	1人	
ピアサポートの活動への参加人数	1人	

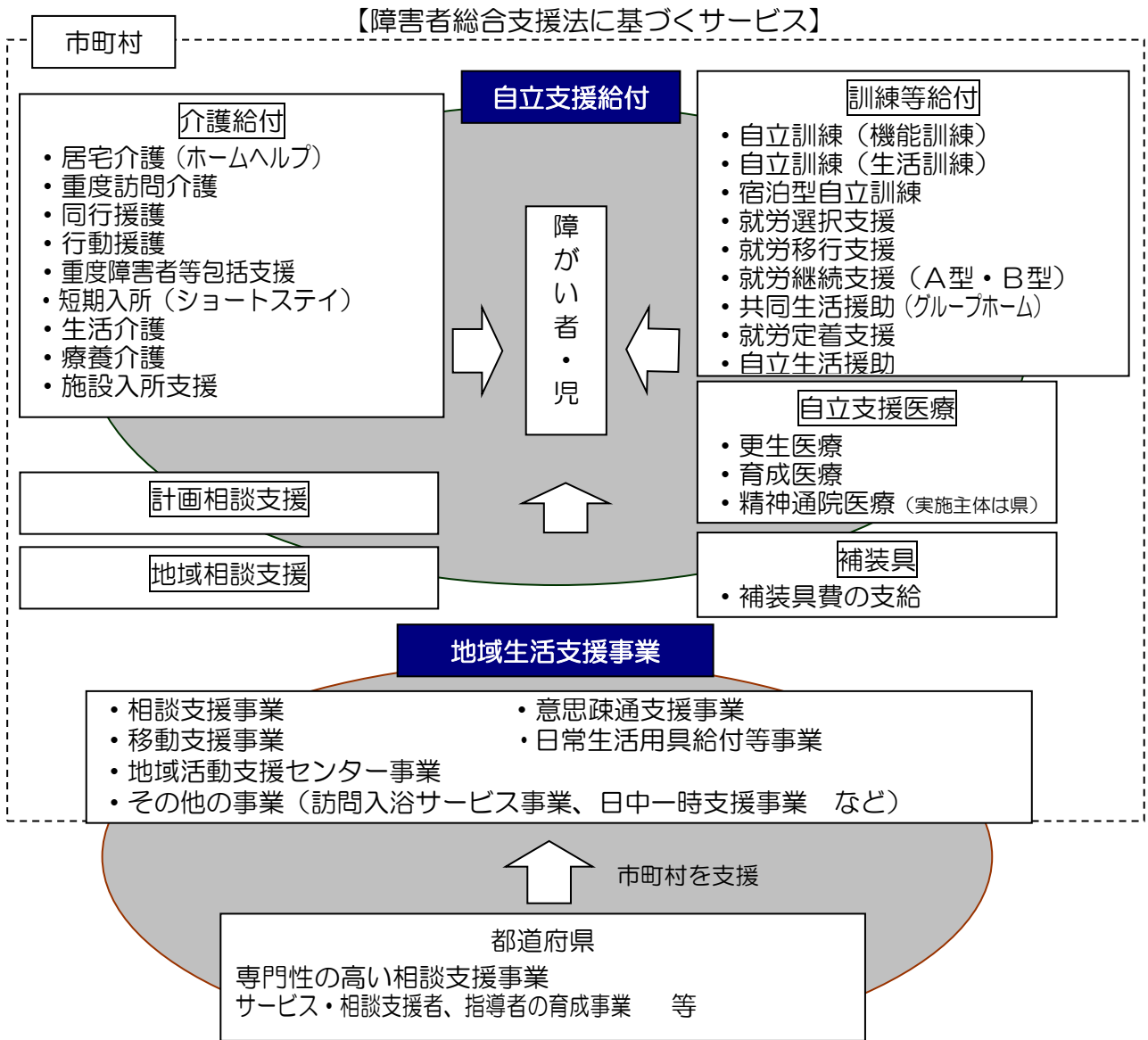
9. 強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備

令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

10. 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため支援サービスの利用ニーズを把握するとともに、その提供体制の整備に努めます。

第6章 サービス事業量の見込みと提供体制



【児童福祉法に基づくサービス】

市町村		
障害児通所支援	児童発達支援	①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域にいる障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。
	医療型児童発達支援	②児童発達支援事業 通所利用の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場を提供します。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所などを現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所などの安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児などであって障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

都道府県		
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	従来の障がい種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障がい以外の障がいを受け入れた場合に、その障がいに応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほかに医療も提供します。 18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行など）を目指した支援を行います。
	医療型障害児入所施設	

1. 障害福祉サービス・障害児通所支援

(1) 訪問系サービス

〔サービス内容〕

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。サービス内容は表のとおりです。

訪問系介護給付サービスの内容

名称	対象者	内容
居宅介護	○障害支援区分1以上の者 ※通院等介助（身体介護を伴う）は別途基準あり	○自宅での入浴・排せつ・食事などの身体介護や、洗濯・掃除などの家事援助、通院などの移動介護などを行うサービス。
重度訪問介護	○重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする者（障害支援区分4以上）	○自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する者 ※区分3以上が見込まれる場合は障害支援区分の認定を行う。	○移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援。 ○移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護。 ○排出、食事などの介護その他外出する際に必要となる援助。
行動援護	○知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする者（障害支援区分3以上）	○行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス。
重度障害者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者（障害支援区分6）」のうち次の者が対象となる。 ①「四肢のすべてに麻痺などがあり寝たきり状態の障がい者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度の知的障がい者」 ②「強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者」	○心身の状態や介護者の状況、居住の状況などをふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護など）を包括的に提供するサービス。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付	在宅生活支援	居宅介護	延時間/月	1,125	1,155	1,185
			実人/月	75	77	79
		重度訪問介護	延時間/月	250	250	250
			実人/月	2	2	2
		同行援護	延時間/月	40	50	60
			実人/月	4	5	6
	行動援護	延時間/月	14	14	14	
		実人/月	1	1	1	
	重度障害者等包括支援	延時間/月	248	248	248	
		実人/月	1	1	1	

〔提供体制の確保策〕

障がい者又は障がい者を介護する者の高齢化、施設入所者や長期入院者の地域移行などにより、市内における在宅生活支援のニーズは今後も増加していくことが予想されます。

こうしたニーズが充足できるよう、相談支援事業所やサービス提供事業所との連携体制の強化を図り、サービス提供体制を確保していきます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護・療養介護

〔サービス内容〕

生活介護は、常に介護を必要とする障がい者に、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動などの機会を提供する通所サービスです。

療養介護は、長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な者に医学的管理の下の介護及び日常生活上の支援等を提供するサービスです。

生活介護・療養介護サービスの内容

名称	対象者	内容
生活介護	○常に介護を必要とする障がい者のうち、 ① 50歳未満の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上）の者 ② 50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）の者	○地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動などの機会を提供する。
療養介護	○医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする者で、 ① ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の者 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の者	○医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などを行う。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 (重度障害者含む)	延人日/月	2,499	2,541	2,604
	実人/月	120	122	125
療養介護	実人/月	8	8	8

〔提供体制の確保策〕

施設利用者のニーズや、施設運営法人の意向を尊重しつつ、新規利用者のサービス利用支援や現在のサービス利用者への支援強化を図りサービス提供体制の確保をしていきます。

② 短期入所

〔サービス内容〕

短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護を行っている者が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を受けます。

短期入所サービスの内容

名称	対象者	内容	実施施設
短期入所 （福祉型）	① 障害支援区分1以上の者 ② 障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童	○入浴、排せつ及び食事などの介助。 ○見守りやその他必要な支援。	○障害者支援施設など
短期入所 （医療型）	① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている、障害支援区分6の者 ② ALS患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の者	○入浴、排せつ及び食事などの介助。 ○見守りやその他必要な支援。 ○医療ニーズの高い障がい者・児への計画的な医学管理や療養上必要な措置。	○病院、有床診療所、介護老人保健施設

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型） （重度障害者含む）	延人日/月	216	234	252
	実人/月	25	27	29
短期入所（医療型） （重度障害者含む）	延人日/月	21	28	35
	実人/月	4	6	7

〔提供体制の確保策〕

既存の実施事業所のサービス提供体制が維持されるよう支援するとともに、実施事業所及び相談支援事業所との連携強化を図り、限られた利用定員の中で利用ニーズが最大限に充足されるよう努めます。

③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練

〔サービス内容〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校卒業者などを対象に、地域生活への移行を図る上で必要な身体的リハビリテーションや生活リハビリテーションを行うサービスです。

宿泊型自立訓練は、地域移行に向けてADLの向上を目指す自立訓練（生活訓練）対象者に対して、昼夜を通じた泊まりによる訓練を提供するサービスです。

自立訓練サービスの内容

名称	対象者	内容	利用期間
自立訓練 （機能訓練）	○地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などを図るため、一定の支援が必要な身体障がい者 ① 入所施設や医療機関を退所・退院した者で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者	○理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援などを行い、身体機能や生活能力の維持・向上を図る。	○18 か月以内 （頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は36ヶ月以内）
自立訓練 （生活訓練）	○地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などを図るため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者 ① 入所施設や医療機関を退所・退院した者で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者	○食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援などを行い、生活能力の維持・向上を図る。	○24 か月以内 （長期入院者の場合は36 か月以内）
宿泊型 自立訓練	○自立訓練（生活訓練）対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者などであって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力などの維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者	○居室、その他の設備を利用させるとともに、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活などに関する相談及び助言その他の支援を行う。	○24 か月以内 （長期入院者の場合は36 か月以内）

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	延日/月	23	23	23
	実人/月	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	延日/月	60	60	60
	実人/月	3	3	3
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	延日/月	20	20	20
	実人/月	1	1	1
宿泊型自立訓練	延日/月	31	31	31
	実人/月	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

今後、長期入院・入所者の地域移行が進展することに伴って、利用ニーズが高まることが予想されるため、医療機関及び入所施設、サービス提供事業所、相談支援事業所との相互連携体制の強化を図り、利用ニーズが最大限に充足されるよう努めます。

④ 就労移行支援・就労継続支援（A型／B型）・就労定着支援・就労選択支援

〔サービス内容〕

就労移行支援は、企業などへの一般就労を目指す者に対して生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や、求職活動に関する支援を行い、就労後は職場定着のために必要な相談や支援を行うサービスで、標準的な利用期間は24か月とされています。

就労継続支援は、企業などで一般就労が困難な者に対して就労の機会を提供するサービスです。利用者と事業所が雇用契約を結ぶ就労継続支援A型と、雇用契約を結ばない就労継続支援B型があり、利用期間は定められていません。

就労定着支援は、就労移行支援などを利用し一般就労に移行する障がい者が増加していく中、就労の継続を図るため、連絡調整や相談、指導及び助言等の支援を行うサービスで、標準的な利用期間は36か月とされています。

就労移行支援・就労継続支援サービスの内容

名称	主な対象者	内容
就労移行支援	○一般就労など（企業などへの就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性にあった職場への就労などが見込まれる65歳未満の者	○事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行う。（標準利用期間24か月以内）

名称	主な対象者	内容
就労継続支援 (A型)	①就労移行支援を利用したものの企業などの雇用に結びつかなかった者 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった者 ③就労経験のある者で、現在雇用関係がない者	① 通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供する。 ② 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行う。
就労継続支援 (B型)	①企業などや就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった者 ②就労移行支援を利用したが、企業などや就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった者 ③①②に該当しない者で、50歳に達している者や試行の結果、企業などの雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された者	① 通所により、就労や生産活動の機会を提供する。(雇用契約は結ばない) ② 一般企業などでの就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行う。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者(就労を継続している期間が6か月を経過した者)	①障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。 ②企業・自宅などへの訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を実施。
就労選択支援	就労継続支援や就労移行支援などの就労系障害福祉サービスを利用する意向がある者	障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担う。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	延人日/月	95	114	114
	実人/月	5	6	6
就労継続支援(A型)	延人日/月	60	80	80
	実人/月	3	4	4
就労継続支援(B型)	延人日/月	868	896	924
	実人/月	62	64	66
就労定着支援	実人/月	4	4	4

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	実人/月		3	4

〔提供体制の確保策〕

県、ハローワーク、就業センターなどと連携しながら、就労へのステップアップのための適切なサービス提供を行うため、既存の事業所との連携体制の強化をしていきます。

また、就労定着支援については、就労に伴い生じている生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を一定の期間にわたり行うサービスの提供に向け、関係機関と調整しながら支援体制づくりに努めます。

(3) 居住支援・施設系サービス

① 施設入所支援

〔サービス内容〕

「施設入所支援」の対象者は、「①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の者（50歳以上の場合は区分3以上）、②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な者」です。自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	実人/月	56	57	58

〔提供体制の確保策〕

入所施設との連携を強化するとともに、現在の施設入所者の地域移行を推進することにより、入所待機者の削減と新たな入所希望者への対応のためのサービス提供体制の確保を行います。

② 共同生活援助

〔サービス内容〕

就労や日中活動を行いながら共同で生活する場として、訓練など給付の「共同生活援助（グループホーム）」があります。共同生活援助（グループホーム）については、障害支援区分の認定にかかわらず利用することが可能です。

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

共同生活援助の内容

名称	事業者の種類	介護の提供方法
共同生活援助 (グループホーム)	介護サービス包括型	生活支援員(介護スタッフ)が配置されており、共同生活援助事業者が自ら介護を行う。
	外部サービス利用型	介護を必要とする利用者に対しては、外部の居宅介護事業者へ委託して介護を提供する。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (重度障害者含む)	実人/月	33	35	37
精神障害者の共同生活援助	実人/月	14	16	18

〔提供体制の確保策〕

今後、施設入所者や長期入院者の地域移行の促進による利用の伸びが予想されるため、事業者の支援に努めていきます。

③ 自立生活援助

〔サービス内容〕

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行い、施設を退所して自ら地域生活を営むことができるよう、サービスの質の向上など環境整備を図ります。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実人/月	1	1	1
精神障害者の自立生活援助	実人/月	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

今後、障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障がい者が一人暮らしを希望した場合に、一定の期間にわたり、適時のタイミングで適切な支援を行うことのできるサービス提供体制の確保を図ります。

(4) 障害児支援の提供体制等の整備

① 児童発達支援

〔サービス内容〕

就学前の障がい児や療育を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的動作や知識技能を習得し集団生活に適応することができるよう指導・訓練を行う通所サービスです。

児童発達支援には福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて医療行為を行う「医療型」があります。

児童発達支援の内容

名称	対象者	内容
児童発達支援	○療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児	○日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	延人日/月	160	172	176
	実人/月	40	43	44

〔提供体制の確保策〕

平成27年度から市が開設している匝瑳市マザーズホームの利用定員を拡大したことにより、療育を必要とする児童が速やかに支援を受けることができるような体制を確保しています。

また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援所については、児童発達支援センターを中核施設として支援体制の構築を図ります。児童発達支援センターでの対応が困難な場合は近隣の実績のある事業者及び相談支援事業所と連携し利用ニーズの充足を図ります。

② 放課後等デイサービス

〔サービス内容〕

就学中の障がい児に対して、学校の授業終了後や休業日に、生活能力向上のための訓練や社会交流の促進などの支援を行う通所サービスです。

放課後等デイサービスの内容

名称	対象者	内容
放課後等 デイサービス	○学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童	○生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	延日/月	1,040	1,066	1,092
	実人/月	80	82	84

〔提供体制の確保策〕

相談支援事業所や既存のサービス提供事業所との連携体制のさらなる強化を図り利用ニーズの把握に努めます。

③ 保育所等訪問支援

〔サービス内容〕

障害児支援に関する専門的な知識・技術を持った児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

児童発達支援センター「マザーズホーム」の運用によって、より充実した支援体制の構築を図ります。

保育所等訪問支援の内容

名称	対象者	内容
保育所等訪問支援	○保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などの集団生活を営む施設に通う専門的な支援が必要な障がい児	○保育所などにおける集団生活の適應のための専門的な支援を行う。 ・障がい児本人に対する支援。(集団生活適應のための訓練など) ・訪問先施設のスタッフに対する支援。(支援方法の指導など)

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	延日/月	15	17	19
	実人/月	15	17	19

〔提供体制の確保策〕

既存の障がい児通所支援事業者や相談支援事業所、保育所などとの連携体制の強化を図り利用ニーズの把握に努めるとともに、より充実した支援体制の構築を図ります。

④ 居宅訪問型児童発達支援

〔サービス内容〕

障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の支援、知識や技能の付与などの支援を行います。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	延人日/月	5	5	5
	実人/月	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

現状、市内では対応できる事業所はないが、サービス内容の周知やニーズの把握に努めるなど、近隣市町の事業所でのサービス利用も含めた支援体制を構築していきます。

(5) 計画相談支援・障害児相談支援

〔サービス内容〕

平成27年4月以降、原則としてすべての障害福祉サービス利用を申請する者は、障害者総合支援法に基づく計画相談支援の対象となりました。また、障害児通所支援の利用者に関しては、児童福祉法に基づく障害児相談支援の対象となりました。

計画相談支援では、サービス等利用計画を作成する「サービス利用支援」と、サービス利用開始後に利用状況の検証（モニタリング）を行う「継続サービス利用支援」があります。障害児相談支援では、障害児支援利用計画を作成する「障害児支援利用援助」と、サービス利用開始後に利用状況の検証（モニタリング）を行う「継続障害児支援利用援助」があります。

計画相談支援・障害児相談支援の内容

名称	主な内容	
計画相談支援	サービス利用支援	○障害福祉サービスなどの申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者などとの連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う。
	継続サービス利用支援	○支給決定されたサービスなどの利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者などとの連絡調整などを行う。
障害児相談支援	障害児支援利用援助	○障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者などとの連絡調整などを行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う。
	継続障害児支援利用援助	○支給決定されたサービスなどの利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者などとの連絡調整などを行う。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人/月	76	78	80
障害児相談支援	実人/月	37	40	43

〔提供体制の確保策〕

相談支援事業所との連携を強化し、サービス提供体制を確保していきます。

(6) 地域相談支援

〔サービス内容〕

知的障がい者や精神障がい者が、居宅の確保などの地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を図るための支援を行う「地域移行支援」と、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに相談その他の便宜を図るための支援を行う「地域定着支援」があります。

地域移行支援・地域定着支援の内容

名称	主な対象者	内容
地域移行支援	○障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 ○精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者	○地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整を行う。
地域定着支援	○居宅において単身その他の家族の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がい者	○居宅において単身などで生活する者との常時の連絡体制を確保し、緊急訪問や緊急対応などの必要な支援を行う。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	実人/月	1	2	3
精神障害者の地域移行支援	実人/月	1	1	1
地域定着支援	実人/月	1	2	3
精神障害者の地域定着支援	実人/月	0	1	1

〔提供体制の確保策〕

今後、施設入所者や長期入院者の在宅移行などによる利用の伸びが想定されるため、基幹相談支援センター等との連携を図りながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的、効果的に実施し、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(1) 必須事業

① 相談支援事業

〔サービス内容〕

障がい者などが地域で暮らしていくため、自己選択、自己決定を最大限に尊重した上で、複数のサービスを重層的に活用していくための情報提供、サービス決定などの支援を行います。

名称	対象者	主な内容
障害者相談支援事業	○サービスを利用するすべての障がい者、保護者又は介護者	①福祉サービスの利用援助。(情報提供、相談など) ②ピアカウンセリング。 ③権利の擁護のための援助。(成年後見制度利用支援事業や虐待防止への対応を含む)
地域自立支援協議会		①福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保。 ②困難事例への対応。(協議、調整) ③関係機関によるネットワークの構築などに向けた協議
相談支援機能強化事業	○専門的な相談支援などを必要とする障がい者、保護者又は介護者	○障害者相談支援事業の機能を強化するため、相談支援機関に専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士など)を配置するもの。

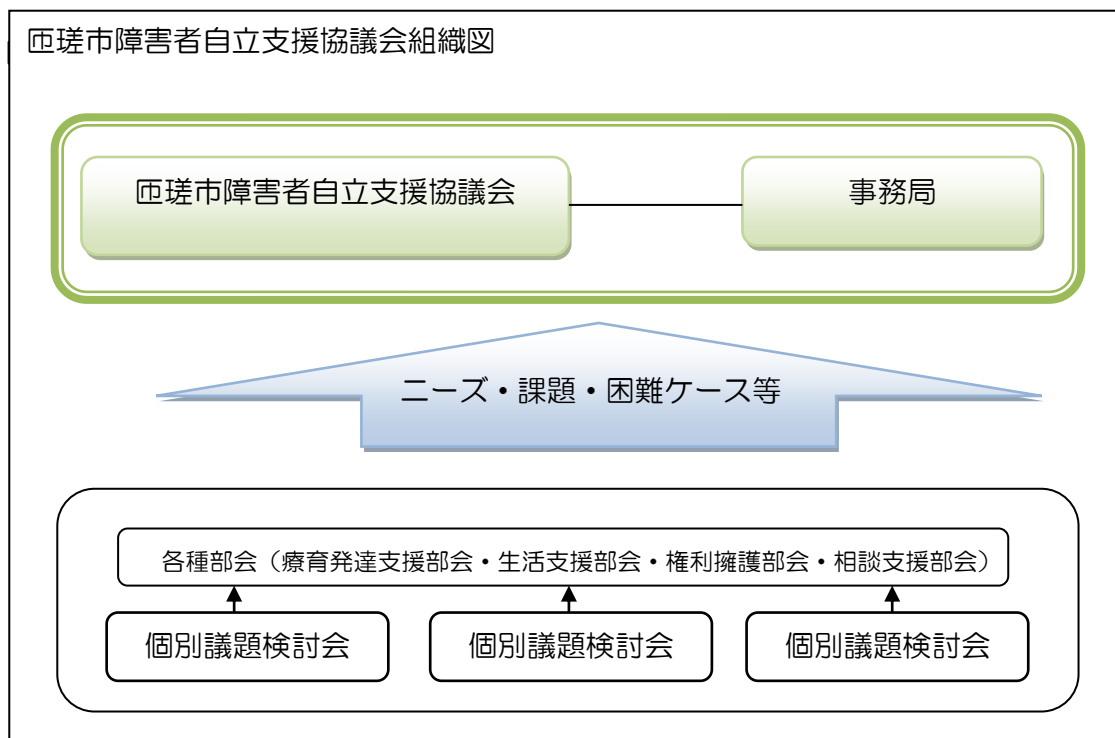
〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	実施箇所数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所
相談支援機能強化事業	2か所	2か所	2か所

〔提供体制の確保策〕

匝瑳市障害者自立支援協議会による地域関係機関とのネットワークの構築や包括的な相談支援を行うとともに、障がいの種類に関わらず対応できるよう相談支援機関に専門的職員を配置するなど、相談支援機能の強化に努めます。



② 理解促進研修・啓発事業

〔サービス内容〕

障がい者などが日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者などの理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	利用実人数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業数	1事業	1事業	1事業

〔提供体制の確保策〕

障害者自立支援協議会でチラシを作成し市民向けに配布するなど啓発を図ります。

③ 自発的活動支援事業

〔サービス内容〕

障がい者などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者など、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	利用実人数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業数	1事業	1事業	1事業

〔提供体制の確保策〕

ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援などの事業の支援を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

〔サービス内容〕

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対して制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	利用実人数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	2人	2人	2人

〔提供体制の確保策〕

障がい者の権利を守り、地域で安心して生活できるよう関係施設などと連携し、成年後見制度のさらなる利用促進を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

〔サービス内容〕

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備を図るとともに、市民後見人の活用も含めた成年後見活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	利用実人数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	1事業	1事業	1事業

〔提供体制の確保策〕

障がい者の権利を守り、地域で安心して生活できるよう関係機関への支援など、成年後見制度のさらなる利用促進を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

〔サービス内容〕

聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある者に、手話通訳者などの派遣を行います。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	手話通訳	8人	8人	8人
	要約筆記	2人	2人	2人
	設置事業者	1か所	1か所	1か所

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、需要動向をみながら、充実を図ります。

⑦ 日常生活用具給付等事業

〔サービス内容〕

障がい者などの在宅生活を支援するため、日常生活用具給付等の助成を行います。

日常生活用具給付等事業の内容

事業区分	内容例
介護訓練支援用具	○特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子。
自立生活支援用具	○入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具。
在宅療養等支援用具	○電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養などを支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	○点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
排泄管理支援用具	○ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。
住宅改修費	○小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	給付等件数		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	1,245件	1,245件	1,245件
介護訓練支援用具	7件	7件	7件
自立生活支援用具	7件	7件	7件
在宅療養等支援用具	5件	5件	5件
情報・意思疎通支援用具	6件	6件	6件
排泄管理支援用具	1,217件	1,217件	1,217件
住宅改修費	3件	3件	3件

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、充実を図ります。

⑧ 移動支援事業

〔サービス内容〕

屋外での移動が困難な障がい者などについて、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実施箇所	10か所	10か所	11か所
	実利用人数	37人	38人	39人
	延べ利用時間数	3,680時間	3,750時間	3,800時間

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

〔サービス内容〕

聴覚障がい者の手話コミュニケーションの保障を推進するため、手話奉仕員養成講座を実施します。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実利用人数	4人	4人	4人

〔提供体制の確保策〕

事業の周知、および利用の促進を図り、適切な事業運営に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

〔サービス内容〕

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がいのある者の地域生活支援を行います。

地域活動支援センター事業例

区分	事業内容等	職員配置	利用定員
基礎的な事業	○創作的活動、生産活動、社会との交流の促進。	○2名以上（うち1名は専従）	特になし
機能強化事業	I型 ○精神保健福祉士などの専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などを行う。	○基礎的な事業の職員の他に精神保健福祉士や社会保健福祉士などを1名以上配置し、うち2名以上が常勤。	○1日あたりの実利用人員が概ね20名以上
	II型 ○在宅の障がいのある者のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを受ける。	○基礎的な事業の職員の他に1名以上を配置し、うち1名以上が常勤。	○1日あたりの実利用人数が概ね15名以上
	III型 ○これまでの小規模作業所を想定した上乘せの機能強化。小規模作業所としての運営実績が5年以上であることが要件。	○基礎的な事業の職員のうち1名以上が常勤。	○1日あたりの実利用人員が概ね10名以上

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名		項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	I型	実施箇所	1か所	1か所	1か所
		実利用人数	5人	5人	5人
	II型	実施箇所	2か所	2か所	2か所
		実利用人数	42人	43人	44人
	III型	実施箇所	0か所	0か所	0所
		実利用人数	0人	0人	0人

〔提供体制の確保策〕

既存事業所での適切な事業運営を促進するとともに、新規事業所の参入についても積極的に受け入れていくよう努めます。

(2) その他の事業

① 日中一時支援事業

〔サービス内容〕

障がい者などの日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労支援及び障がい者などを日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

具体的には、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設などにおいて、障がい者などに活動の場を提供し、見守りを行い、社会に適應するための日常的な訓練などを行います。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実施箇所	28か所	28か所	29か所
	実利用人数	32人	33人	34人
	延べ利用日数	682日	703日	724日

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制を確保するとともに、需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

② 訪問入浴サービス事業

〔サービス内容〕

家庭における入浴が困難な重度身体障がい者に対して訪問入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを行います。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所	2か所	2か所	2か所
	実利用人数	5人	5人	6人

〔提供体制の確保策〕

重度身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図るため、サービスの質の向上、サービス提供体制の確保に努めます。

③ 知的障害者職親委託制度

〔サービス内容〕

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者などの私人（職親）に一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練などを行います。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障害者職親委託制度	実施箇所	1か所	1か所	1か所
	実利用人数	1人	1人	1人

〔提供体制の確保策〕

知的障がい者の生活指導、技能訓練を行うことによって、雇用の促進、職場における定着性を高めるため、サービスの継続的な提供に努めます。

④ 障害者自動車運転免許取得助成事業

〔サービス内容〕

身体障がい者が、就労など社会活動への参加のため免許を取得しようとする場合、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自動車運転免許取得助成事業	実利用人数	1人	1人	1人

〔提供体制の確保策〕

事業の周知を図り、利用の促進に努めます。

⑤ 身体障害者用自動車改造費助成事業

〔サービス内容〕

重度身体障がい者が自立した生活、社会活動への参加及び就労のために、自ら所有し運転する自動車を改造する場合、改造に要する経費の一部を助成します。

〔事業量見込み〕

第7期計画の見込み量

事業名	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害者用自動車改造費 助成事業	実利用人数	2人	2人	2人

〔提供体制の確保策〕

事業の周知を図り、利用の促進に努めます。

第7章 地域における福祉基盤の強化

地域生活に必要な支援については、障がいの種類、程度に応じた柔軟な対応が必要です。そのため、障がい者に対する福祉基盤の充実を図ります。

1. 権利擁護の推進

障がい者の権利擁護に向け、地域生活支援事業として実施する相談支援事業を中心とした体制づくりを進めるとともに、判断能力が十分でない者の権利擁護に取り組みます。

また、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、サービス事業者や関係機関との連携のもとに、サービスの質の確保・向上にむけた取り組みを推進します。

さらに、障がい者に対する虐待について、早期発見・防止のための地域体制づくりを進めます。

施策名	内容等
権利擁護体制の整備	○地域自立支援協議会を中核として、障がい者の権利擁護に関する関係機関の連携を図ります。
成年後見制度の普及と利用支援	○判断能力が十分でない者の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度についての普及に努めるとともに制度の利用支援に努めます。 また、匝瑳市社会福祉協議会が平成30年度より法人成年後見事業を開始したことから、連携を図り支援体制の強化を図ります。
福祉サービス利用援助事業の推進	○福祉サービスが十分に活用できない、身の回りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が十分でない者を対象に匝瑳市社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業の推進を図ります。
虐待の早期発見、防止のための体制づくり	○警察、医療機関、サービス提供事業者、民生委員・児童委員などの関係機関や地域団体などの相互の連携を促進するとともに、地域自立支援協議会を活用し、障がい者への虐待防止の取り組みを進めます。

2. 生活環境整備の推進

障がい者が地域で生活するには、外出しやすい生活環境などの整備が必要です。安全確保に関わる活動を推進し、だれもが自らの意思で自由に行動し、積極的に社会活動に参加できるよう生活環境にも配慮したまちづくりを推進します。

施策名	内容等
福祉まちづくりの整備促進	○公共公益施設や公共交通機関のバリアフリー化。
福祉まちづくりの情報提供	○ユニバーサルデザインの視点による考え方の普及・啓発。
住宅改修助成制度の利用促進	○障がい者が浴室、トイレ、玄関などの改修を行う場合に助成を行います。(日常生活用具給付等事業)
タクシー利用助成等	○重度の心身障がい者が通院、会合などのためにタクシーを利用する場合に、料金の全部又は一部を助成します。
福祉カー貸付	○心身に障がいがある者(児)などの社会参加を促進するために、車いす対応型車両を貸し出します。

3. 災害時要配慮者対策の強化

災害発生時において、一般的な避難所での生活が難しく特別な配慮が必要とされる障がい者・児などの災害時要配慮者を応急的に保護するため、令和5年11月現在、市内の障害者支援施設をはじめ障害福祉関係8施設を福祉避難所として指定しています。

第7期においては、災害時要配慮者の現況把握に努めるとともに、各施設の災害対策機能強化を推進し、災害時要配慮者の安全確保に向けた体制整備を進めていきます。

また、福祉避難所の運営マニュアルによって、災害発生時において要配慮者の障がい特性に基づく対応を迅速・適切に行えるよう、福祉避難所の支援に努めます。

第8章 計画の推進・評価

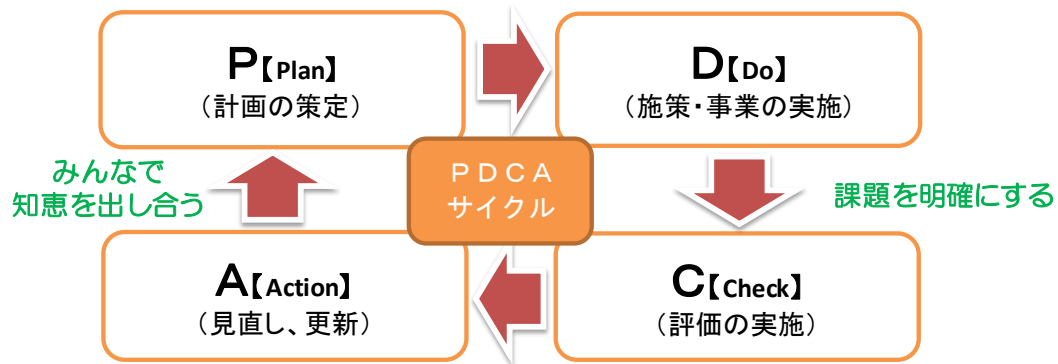
1. 関係機関との連携強化

本計画を推進するに当たり、関係機関、関係団体、障がい者などとの連携を図りながら、千葉県が定める障害保健福祉圏域内の自治体と調整を図り、総合的かつ効果的に施策を推進します。

2. 計画達成状況の点検及び評価

本計画は令和6年度を初年度とした3か年の計画であることから、本計画で示した各年度のサービス見込み量のほか、地域生活への移行が進んでいるかなど、計画の達成状況の点検・評価を匝瑳市障害者自立支援協議会において行い、次期計画の事業や計画の見直しなどに反映させていきます。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

1 サービス見込み量総括表

(1) 自立支援給付

第7期計画の見込み量

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	居宅介護	延時間/月	1,125	1,155	1,185
		実人/月	75	77	79
	重度訪問介護	延時間/月	250	250	250
		実人/月	2	2	2
	同行援護	延時間/月	40	50	60
		実人/月	4	5	6
	行動援護	延時間/月	14	14	14
		実人/月	1	1	1
	重度障害者等包括支援	延時間/月	248	248	248
		実人/月	1	1	1
	短期入所（福祉型） （重度障害者含む）	延人日/月	216	234	252
		実人/月	25	28	30
	短期入所（医療型） （重度障害者含む）	延人日/月	21	28	35
		実人/月	4	5	5
生活介護 （重度障害者含む）	延人日/月	2,499	2,541	2,604	
	実人/月	120	122	125	
療養介護	実人/月	8	8	8	
施設入所支援	実人/月	56	57	58	

第7期計画の見込み量

サービス名		単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	延人日/月	23	23	23
		実人/月	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	延人日/月	60	60	60
		実人/月	4	4	3
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	延人日/月	20	20	20
		実人/月	1	1	1
	宿泊型自立訓練	延人日/月	31	31	31
		実人/月	1	1	1
	就労移行支援	延人日/月	95	114	114
		実人/月	5	6	6
	就労継続支援（A型）	延人日/月	60	80	80
		実人/月	3	4	4
	就労継続支援（B型）	延人日/月	868	896	924
		実人/月	62	64	66
	就労定着支援	実人/月	4	4	4
就労選択支援	実人/月		3	4	
共同生活援助（重度障害者含む）	実人/月	33	35	37	
精神障害者の共同生活援助	実人/月	14	16	18	
自立生活援助	実人/月	1	1	1	
精神障害者の自立生活援助	実人/月	1	1	1	

第7期計画の見込み量

サービス名		単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児通所支援	児童発達支援センター設置事業	設置箇所	1	1	1
	児童発達支援	延人日/月	160	172	176
		実人/月	40	43	44
	放課後等デイサービス	延人日/月	1,040	1,066	1,092
		実人/月	80	82	84
	保育所等訪問支援	延人日/月	15	17	19
		実人/月	15	17	19
	居宅訪問型児童発達支援	延人日/月	5	5	5
実人/月		1	1	1	

第7期計画の見込み量

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	計画相談支援	実人/月	76	78	80
	障害児相談支援	実人/月	37	40	43
	地域移行支援	実人/月	1	2	3
	精神障害者の地域移行支援	実人/月	1	1	1
	地域定着支援	実人/月	1	2	3
	精神障害者の地域定着支援	実人/月	0	1	1

(2) 地域生活支援事業

第7期計画の見込み量

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	障害者相談支援事業	実施箇所	2か所	2か所	2か所
	地域自立支援協議会	実施箇所	1か所	1か所	1か所
	相談支援機能強化事業	実施箇所	2か所	2か所	2か所
成年後見制度利用支援事業		実人数	2人	2人	2人
意思疎通支援事業		手話通訳	延人数	8人	8人
		要約筆記	延人数	2人	2人
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	給付延件数	7件	7件	7件
	自立生活支援用具	給付延件数	7件	7件	7件
	在宅療養等支援用具	給付延件数	5件	5件	5件
	情報・意思疎通支援用具	給付延件数	6件	6件	6件
	排泄管理支援用具	給付延件数	1,217件	1,217件	1,217件
	住宅改修費	給付延件数	3件	3件	3件
移動支援事業		実施箇所	10か所	10か所	11か所
		実利用人数	40人	41人	42人
		利用時間数	3,680時間	3,750時間	3,800時間

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実利用人数	4人	4人	4人
地域活動支援センター事業	Ⅰ型	実施箇所	1か所	1か所
		実利用人数	5人	5人
	Ⅱ型	実施箇所	2か所	2か所
		実利用人数	42人	43人
	Ⅲ型	実施箇所	0か所	0か所
		実利用人数	0人	0人
日中一時支援事業	実施箇所	28か所	28か所	
	実利用人数	32人	33人	
	利用日数	682日	703日	
訪問入浴サービス事業	実施箇所	2か所	2か所	
	実利用人数	5人	5人	
知的障害者職親委託制度	実施箇所	1か所	1か所	
	実利用人数	1人	1人	
障害者自動車運転免許取得助成事業	実利用人数	1人	1人	
身体障害者用自動車改造費助成事業	実利用人数	2人	2人	

2 匝瑳市障害者自立支援協議会規則

規則第 55 号

(設置)

第 1 条 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、相談支援事業その他の障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、匝瑳市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害福祉サービスその他の福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 相談支援事業に係る困難事例(以下「困難事例」という。)への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の支援に係るネットワークの構築に関すること。
- (4) 匝瑳市障害者計画、匝瑳市障害福祉計画及び匝瑳市障害児福祉計画に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項に規定する障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障害者福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体の構成員
- (2) 保健又は医療に従事する者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 教育又は雇用関係機関の職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱し、又は任命した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 協議会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、困難事例への対応その他委員長が必要と認める事項を調整するため、協議会の下部組織として、部会を設置することができる。

2 部会は、部会員30人以内で組織する。

3 部会員は、委員の属する機関又は団体の構成員のうちから委員長が指名する。

4 前項の規定にかかわらず、委員長は必要と認めるときは、委員の属する機関又は団体の構成員以外の者を部会員に指名できる。

(部会長等)

第8条 部会に部会長を置き、部会長は委員長が部会員のうちから指名する。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の議事等)

第9条 部会の会議は、部会長が必要と認めるときに招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会長は、部会の設置目的を効果的に達成するために必要と認めるときは、部会員以外の者に対して部会に出席を求めて意見を聴くことができる。

4 部会長は、個別の困難事例への対応その他緊急性を有する部会を開催するときには、会議に出席する部会員を指名することができる。この場合において、第2項中「部会員の」とあるのは「部会長が指名する部会員の」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第10条 委員及び部会員は、個人情報その他会議を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。当該職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日の以後、最初に任命又は委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日規則第 12 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日規則第 14 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 10 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 21 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 匝瑳市障害者自立支援協議会委員名簿

任期：令和6年3月31日まで

区 分		氏 名	団体名等
障害者団体の構成員	1	熊 切 茂	匝瑳市身体障害者福祉会
	2	山 崎 優 子	匝瑳市手をつなぐ育成会
	3	秋 葉 吉 男	西海匝ろう協会
保健又は医療に従事する者	4	小 川 雅 博	(一社) 旭匝瑳医師会
障害者の福祉に関する事業に従事する者	5	鶴之沢 勅 子	(福) 九十九里ホーム(聖マーガレットホーム)
	6	仲 村 一 宏	(福) 八光聰(ありのみ学園)
	7	島 田 正 仁	(福) 野栄福祉会(のさか学園)
	8	稲 野 正 樹	地域生活支援センター友の家
	9	梅 原 由美子	中核地域生活支援センター 海匝ネットワーク
	10	大 木 彰 寛	匝瑳市基幹相談支援センター
	11	中 野 仁 敦	ロザリオ発達支援センター
	12	吉 岡 美 津 江	(福) 匝瑳市社会福祉協議会
	13	椿 隆 夫	匝瑳市就労支援事業所ほほえみ園
教育または雇用関係機関の職員	14	小 林 みゆき	千葉県立八日市場特別支援学校
	15	渡 辺 光 治	千葉県立飯高特別支援学校
	16	浪 川 健 治	匝瑳市教育委員会学校教育課
	17	佐 藤 正 一	匝瑳市特別支援連携協議会
	18	加 瀬 洋	銚子公共職業安定所
	19	辻 内 理 章	東総就業センター
関係行政機関の職員	20	宇 崎 めぐみ	千葉県海匝健康福祉センター
	21	小 川 豊	匝瑳市健康管理課
	22	菊 間 和 彦	匝瑳市福祉課

4 用語の解説

〈あ行〉

一般就労

- 通常の雇用形態のことで、労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

ADL

- Activities of Daily Living の略。日常生活動作。食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など、生活を営む上で不可欠な基本的行動を指す。

ALS

- Amyotrophic Lateral Sclerosis の略。筋萎縮性側索硬化症。身体を動かすための神経系（運動ニューロン）が徐々に壊れていってしまうことにより、神経の命令が伝わらなくなって筋肉がだんだん縮み、力がなくなる病気をいう。一般的には、手足が先に動きにくくなる場合と、しゃべったり飲み込んだりする口の中が先に動かなくなる場合があり、最終的には手足と口の中の両方に障がい progresses。

NPO

- Non Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織のこと。平成10年、これに法人格を与えて活動を支援するための「特定非営利活動促進法」が成立した。

〈か行〉

グループホーム（共同生活援助）

- 障がい者が、数人で共同生活を行う住居（アパート、マンション、一戸建てなど）のこと。同居或いは近隣に居住している世話人が、食事の援助、掃除、洗濯などの日常生活関連動作の支援や相談などの日常生活上の援助を行う。入浴、排泄、食事の介護などは利用者のニーズに応じて提供されるが、その提供形態によって、生活支援員（介護スタッフ）が配置されている「介護サービス包括型」と、外部委託により介護を提供する「外部サービス利用型」に分かれている。

障害者総合支援法の改正により、平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）が共同生活介護（グループホーム）に一元化されている。

更生医療

- 18歳以上の身体障がい者が、その障がいの程度を軽くしたり取り除いたり、または障がいの進行を防ぐことが可能な場合に、医療費を助成する制度。

強度行動障害

- 自傷行為など本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり者を壊すなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

〈さ行〉

指定一般相談事業者

- 地域相談支援（地域移行・定着支援）において、都道府県に申請し、指定を受けた相談窓口となる相談支援事業者。

就労選択支援

- 障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービス。2022年10月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」改正法が成立し、その中に就労選択支援の新設が含まれている。この新たなサービスは、2025年までをめぐりに開始される予定。

手話通訳者

- 手話通訳者とは、手話通訳技能認定試験に合格し登録を受けた者（手話通訳士）、県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者、あるいは、市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録された者のことをいう。

小規模作業所

- 小規模作業所とは、障がいのある人、親、ボランティアを始めとする関係者で運営されている地域密着型の福祉施設であり、一般の企業などで働くことが困難な障がいのある者の就労や日中活動の場の提供、日常的な相談支援や情報提供など、さまざまな機能を果たしている。障がい種別や設置主体などにより、さまざまな形態・施設名称がある。

職親制度

- 理解のある事業主（職親）などが一定期間知的障がい者を預かり、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性の向上を図る制度。

ショートステイ

- 短期入所。障がい者（児）の介護を行っている者の病気、その他の理由（私的な理由を含む）により、障がい者（児）が居宅において介護を受けることができない場合に、障がい者（児）が一時的に障がい者施設などに短期間入所すること。

小児慢性特定疾病

- 治療が長期間にわたり医療費も高額となる16種の疾患群（令和元年7月現在）。これらについて「小児慢性特定疾病治療研究事業」を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者家庭の負担を軽減している。

自立支援協議会

- 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業のひとつとして導入された仕組みで、市町村が設置する地域自立支援協議会と都道府県が設置する都道府県自立支援協議会がある。地域自立支援協議会は、相談支援事業の中立・公平性確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を協議の場として設置されるもので、具体的には困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築などに向けた協議などを行う。都道府県自立支援協議会は、地域自立支援協議会との連携のもと、地域における相談支援体制の支援や全県的な相談支援体制づくりのための協議などを行う。

身体障害者手帳

- 身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい ②聴覚又は平衡機能の障がい ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい ④肢体不自由 ⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

ストマ

- 消化器や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口のことである。

精神障害者保健福祉手帳

- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

精神保健福祉士

- 精神保健福祉法に基づく精神障がい者の社会復帰に関する専門職の国家資格。精神保健福祉士の登録を行い、その名称を用いて、専門的知識および技術をもって社会復帰に関する相談、助言、訓練などを行う者をいう。

成年後見制度

- 知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようするなど、これらの人を不利益から守る。

相談支援事業

- 障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業のひとつ。市町村及び市町村が委託した相談支援事業者などが実施する。障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行う。

〈た行〉

地域活動支援センター

- 障害者総合支援法に基づき実施されている地域生活支援事業のひとつで、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。

〈な行〉

難 病

- 難病とは、難病法において、発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたる療養が必要なこととなるものと定義されている。令和3年11月1日現在、366疾病が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象とされている。また、難病のうち、患者数が一定の人数に達しておらず、客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が成立しているものは指定難病とし、令和3年11月1日現在、338疾病が医療費助成の対象とされている。

日常生活用具

- 重度の障がい者などの日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の点字タイプライター、電磁調理器や聴覚障がい者用の通信装置、情報受信装置、肢体不自由者用の特殊寝台、入浴補助用具などがある。

ノーマライゼーション

- 障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

〈は行〉

ハローワーク

- 厚生労働省設置法第23条に基づき設置される公共職業安定所。国民に安定した雇用機会を確保することを目的とし国が設置する行政機関である。

ピアカウンセリング

- 障がい者などが、自らの体験に基づいて同じ仲間である障がい者などの相談に応じ、問題解決を図ること。「ピアカウンセラー」は、その相談に応じる者のこと。

ピアサポート

- 障がい者などが、同じ悩みや、同じ立場で体験を語り、回復を目指す取り組み。

ペアレントプログラム

- 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域のがいの者などが、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事務所等）が効果的に支援できるよう開発されたグループプログラムである。

ペアレントトレーニング

- 子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムである。

ペアレントメンター

- 自らも八達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。

補装具

- 身体障がい者（児）の失われた身体機能を補完または代替し、日常生活などの能率の向上を図るための用具。視覚障がい者用の盲人安全つえ・義眼、聴覚障がい者用の補聴器、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。

〈や行〉

ユニバーサルデザイン

- 年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。その対象は、ハード（施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたる。

〈ら行〉

リハビリテーション

- 障がい者などに対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加をめざすものとして、障害者福祉の基本的理念となっている。

療育手帳

- 児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により千葉県では6段階に区分している。

レスパイトサービス

- 介護を要する高齢者や障がい者を一時的に預かって、家族の負担を軽くするサービス。

**第7期匝瑳市障害福祉計画・第3期匝瑳市障害児福祉計画
令和6年度～令和8年度**

発行日 令和6年3月

発行者 匝瑳市

編集 匝瑳市役所 福祉課

住所 〒289-2198 千葉県匝瑳市八日市場八793番地2

電話 0479-73-0096